
消費者庁に対するご通報に関するご意向の確認について

公益通報者保護制度担当 <g.koueki24@caa.go.jp>
To: "shukku9998@gmail.com" <shukku9998@gmail.com>

2025年3月28日 9:56

通報者様

こちらは、消費者庁（以下「当庁」という）で公益通報者保護法に関する業務を担当する参事官（公益通報・協働担当）室です。

当庁総務課へ公益通報者保護法（以下「法」という）に関する通報をいただきました件について、ご留意いただきたい事項についてご案内するとともに、通報者様のご意向を確認させていただければと存じます。

まず、通報者様より頂きました「求める対応」の各点について、「当庁」が法により行う確認、調査の対応に関し、是非ともご承知置きを頂きたいことがございます。

お求めいただいた点

1. 「消費者庁による公益通報者保護法違反の正式調査」
2. 「企業への指導および再発防止策の策定」
3. 「公益通報者に対する不当な処分の撤回要求」

1. 「消費者庁による公益通報者保護法違反の正式調査」について、

当庁は、対象事業者に対し、法第11条第1項および第2項および法定指針の規定に基づき、事業者がとるべき措置がとられているかどうかを確認します。

具体的には、事業者に求められる「体制整備」について違反がないかを確認します。整備の内容については、以下の指針に示されています。

・「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_210820_0001.pdf

手続きとして、はじめに通報者様のご意向の確認を行います。その上で当庁から事業者に接触します。

当然ながら、当庁から事業者に対して上記確認の端緒が当庁への通報であることや通報者様の氏名等を伝達したりすることは決してありませんが、当該確認を行った場合、事業者内部において、消費者庁等への通報が行われたために当該確認が行われることになったのではないかとのお憶測に基づき、通報者の探索が行われる可能性は否定できませんので、この点について事前に通報者様に確認するものです。

当庁としては、上述の点を通報者様に予め十分にご認識いただいた上で対応いたしたいと考えておりますので、

1. かかる可能性について了解の上で、当庁による対象事業者への確認を希望する、
2. かかる可能性に鑑み、当庁に対する本件通報を取り下げ、当庁による対象事業者への確認を希望しない、

のいずれを希望されるかについて、当メールに返信いただくかたちで、ご意向をお知らせくださいますようお願いいたします。

一方、当庁には通報者様と事業者との間で争いがある個別事案※に関して、その是非等を判断する権限はございません。

※印

頂いた通報には、以下のような記載がございました。（以下、引用）

「公益通報者保護法に違反し、通報者への報復措置を行った疑いがあります。

<中略>

- ・ 企業は「パワハラは存在しなかった」とする調査報告書を発行。
- ・ 報告書の中で、通報者が企業に対して『脅迫行為』を行ったと認定し、懲戒処分を示唆。
- ・ この対応は、通報者を威圧し、今後の通報を妨害する目的であると考えられる。」

ご記載頂いた内容は、通報者様と事業者間で争いのある個別事案であることが思料され、これら不利益な取扱いが既遂であったか、または未遂であったか、も含めて、その解決を図るのは、民事手続による審判者（裁判所等）の判断によることとなるためです。

したがいまして、通報者様が、ご自身への取扱いに合理的な疑いがあるとお考えの場合は、都道府県労働局における個別労働紛争解決制度や、裁判所における紛争解決制度（労働審判手続、仮処分手続、民事訴訟手続など）を利用し、自ら解決を図っていただくことになります。当庁が確認できるのは、事業者に求められる「体制整備」がとられているかについてである点をご承知置きください。

【ご参考】

[解雇その他不利益な取扱いに関するQ&A | 消費者庁](#)

2. 「企業への指導および再発防止策の策定」について、

一般論として、消費者庁は事業者に対し公益通報者保護法第15条（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）の規定に基づく対応ができます。これは、事業者の公益通報への適切な対応のための体制整備がとられているかに関わるものであり、通報者様を巡る個別事案とは関係がございません。

繰り返しになりますが、個別事案に対して企業への指導や再発防止策の策定を求める権限は消費者庁にはありませんので、

既に、ご通報されている処分又は勧告等をする権限を有する行政機関である厚生労働省（労基署）、経済産業省、金融庁に夫々ご相談下さい。

また、必要に応じて、例えば「建設業法」で検索頂き、所管省庁へ相談・通報頂く等の対応をされるようお伝えいたします。

あくまでも通報者様からの通報は上記の事業者への接触への端緒とさせていただくものです。

3. 「公益通報者に対する不当な処分の撤回要求」というお求めについて

繰返しとなりますが、前述の通り、当庁は個別事案について対応することはできません。通報者様が、「公益通報者」に該当するかどうか、また「不当な処分」に該当するかどうか、その上で「処分の撤回要求」が相当かどうか、といった点については、最終的には民事手続により裁判所等で解決を図って頂くことになります。まずは、ご通報されている労基署へご相談下さい。

また、ご参考までに以下を教示させていただきます。

1. 弁護士会の専門相談窓口

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/contact/assets/consumer_partnerships_cms205_240712_01.pdf

2. ハラスメント等の相談窓口（労働局及び労働基準監督署の労働相談窓口）

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

以後、行き違いのないようメールにおいて連絡をさせていただくことを考えております。

上記についてご疑問点等ありましたら、本メールにご返信により連絡いただけるようお願いいたします。

消費者庁 参事官（公益通報・協働担当）室

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1

中央合同庁舎第4号館6階

Email: g.koueki24@caa.go.jp
